

資料1

下水道事業会計における過年度消費税及び地方消費税の修正申告について

1 概要

東京都水道局へ支払う下水道使用料徴収事務委託料について、これまで消費税法（昭和63年法律第108号）第4条の役務の提供の対価に該当するものとして認識し、消費税及び地方消費税（以下、これらを「消費税等」という。）を含むものとして委託料を支出し、年度ごとに行う消費税等の確定申告でも、委託料に係る消費税等を仕入税額控除に計上してきましたが、令和5年10月からインボイス制度が開始し、徴収事務委託に係る納入通知書兼納付書に消費税額が記載されるようになったところ、令和5年11月に東京都から送付された納入通知書兼納付書には不課税（消費税等の課税対象でないこと）の記載がありました。

このことに疑義が生じたため、税務署に問い合わせたところ、不課税に間違いがないことが判明したため、消費税等の納付税額が不足することになり、遡求して平成30年度から令和4年度までの消費税等の修正確定申告を令和5年12月22日に行うとともに、不足税額の支払いを行いました。

この納付により、確定申告期日から修正申告日までの期間において発生した延滞税が確定し、延滞税の支払いを行う予定です。

2 消費税等の修正申告額及び延滞税の各年度別明細

単位：円

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
既納付税額 A	15,502,800	15,076,000	19,602,300	5,193,800	3,295,900	58,670,800
修正申告税額 B	26,996,300	30,101,000	32,783,400	20,868,300	15,780,700	126,529,700
不足税額 A-B	△11,493,500	△15,025,000	△13,181,100	△15,674,500	△12,484,800	△67,858,900
延滞税	299,500	379,200	322,900	376,000	143,600	1,521,200

※ 令和元年度までは下水道事業特別会計

3 対応

- (1) 令和5年12月15日に不足税額納付のための下水道事業会計補正予算の議案を市議会に送付し、令和5年12月21日の令和5年第4回市議会定例会で可決され、令和5年12月22日に武蔵野税務署に対して修正申告を行い、不足税額を納付しました。
- (2) (1)の納付により、確定申告期日から修正申告日までの期間に発生した延滞税が確定し、令和6年第1回市議会定例会において延滞税に係る予算措置も含めた下水道事業会計補正予算（第2回）を送付しました。令和6年3月25日の市議会定例会で可決したため、令和6年3月28日に納付予定です。

4 再発防止策

消費税等の確定申告においては、公営企業会計支援委託事業者による定期的な消費税等の課税区分や確定申告書に係る指導、助言及び確認体制を設けるなど、税務に精通した専門家による消費税等の確認体制を強化します。

下水道課職員においては、消費税等に係る研修参加などにより、さらなる消費税等に対する理解を深めることで、再発防止に取り組めます。